

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年5月28日	
和歌山県知事 殿	
提出者 株式会社八代 橋本工場 住 所 和歌山県橋本市紀ノ光台3-2-3 氏 名 工場長 若園 広幸 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0736 - 26 - 8460	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社八代 橋本工場
事業場の所在地	和歌山県橋本市紀ノ光台3-2-3
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：421百万円
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙 2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃プラスチック類の減量のため、資材の荷崩れ防止養生等、過養生とならないよう作業員への注意喚起。 可能なところは、繰り返し使用できる養生材を使用。 ・ 設備の洗浄水が主である排水を抑制するため、洗浄マニュアルを作成し、作業員の指導を徹底。技術の向上及び均等化を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 3のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【種類】 汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、廃油、燃え殻 ガラスくず及び陶磁器くず(瓶)(保温材) 【取組】 発生工程毎に分別し、それぞれ保管。 保管場所のパトロールの実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 【種類】 なし。 【取組】 現状の取組を継続し、産業廃棄物の減量に努める。		

(第3面)

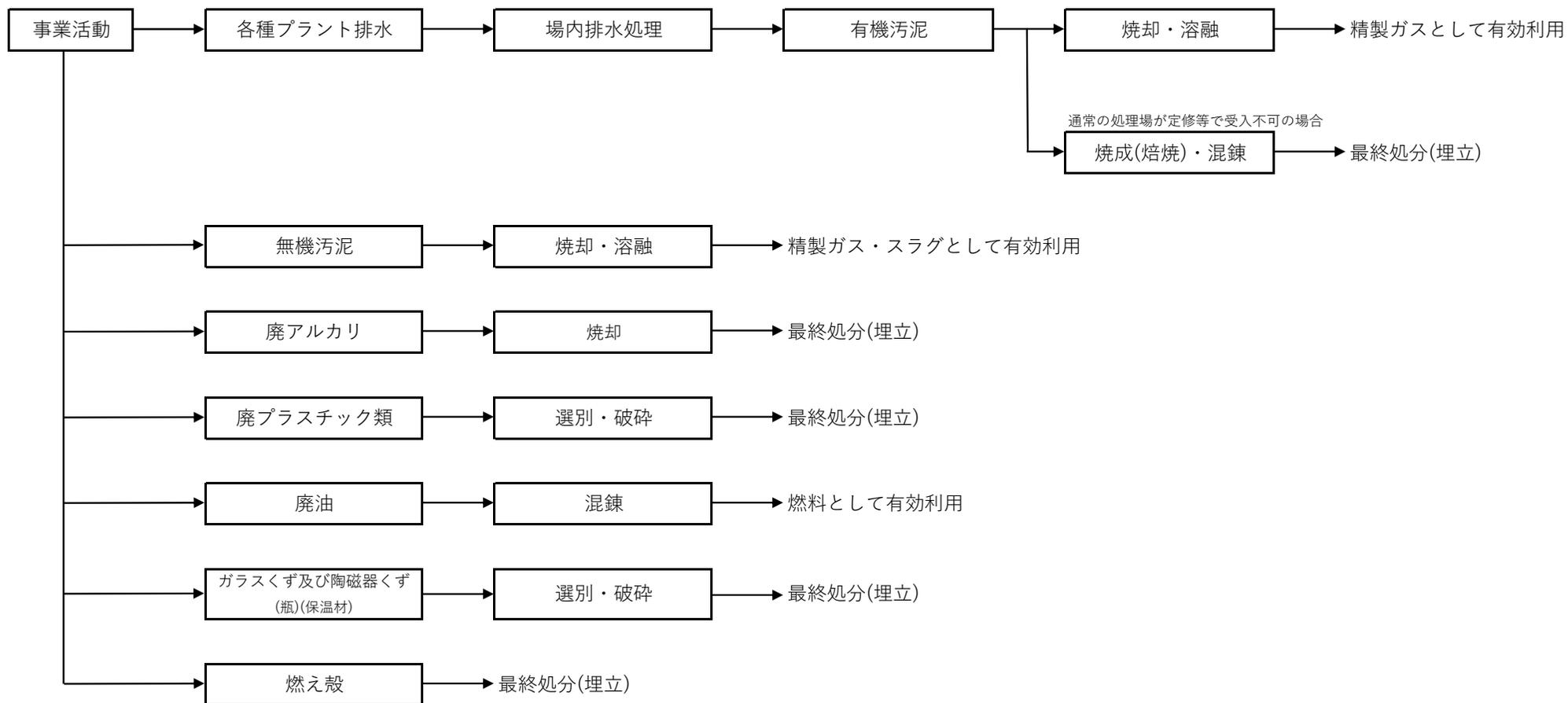
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 場内排水処理設備による、各種プラント排水の排水処理。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状の取組を継続する。 設備が常に正常に稼働し、異常なく排水処理が行われるよう維持・管理に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者(優良認定業者)を優先し、委託契約を締結する。 ・委託先についての情報収集を行ない、可能な限り再生利用できる委託先と契約する。 ・定期的に処理場の現地確認を行ない、記録を残す。 		

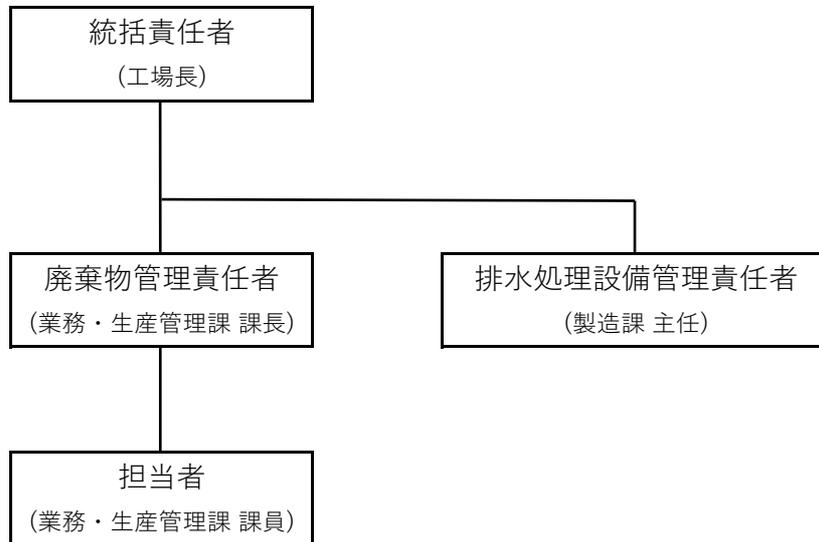
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。		
※事務処理欄			

別紙 1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙 2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図



役割	統括責任者 (工場長)	<ul style="list-style-type: none"> ①廃棄物管理責任者からの報告内容の確認、指示 ②構内巡回確認 ③従業員への教育、啓発等 ④委託契約、届出等の最終確認・承認
	廃棄物管理責任者 (業務・生産管理課 課長)	<ul style="list-style-type: none"> ①委託契約先の選定、委託契約の締結 ②産廃の数量管理 ③委託契約先への産廃引取手配 ④処理場の現地確認、記録の作成 ⑤構内巡回確認(数量、保管状態の確認) ⑥各課員への教育、啓発等 ⑦届出等の作成
	排水処理設備管理責任者 (製造課 主任)	<ul style="list-style-type: none"> ①排水処理設備の維持管理
	担当者 (業務・生産管理課 課員)	<ul style="list-style-type: none"> ①電子マニフェストの登録 ②確定数量及び産廃処理終了確認 ③廃棄物管理責任者の業務補佐

